

大切なお知らせです。必ずお読みください。

- 大阪府と契約を締結した事業主
- 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
- 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主

の皆様（のうち一定規模以上※）は、大阪府知事に「障がい者の雇用状況」を報告する必要があります。

（大阪府障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）（ハートフル条例）第17条第1項）

- 報告期限：「契約締結日」「補助金の交付決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して10日を経過する日

《ご注意ください》

- 大阪府知事は、正当な理由がないと認めるときは、事業主が「障がい者の雇用状況」の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、その者の氏名等を公表することができます。（条例第23条第1項）
- 条例第23条により氏名等を公表された事業主に対しては、一定期間、契約の相手方、補助事業の対象者又は指定管理者としないことを決定することがあります。

※ 条例の対象となる事業主の規模等

- ・ 常用労働者43. 5人以上の民間事業主（法定雇用率2.3%）
- ・ 常用労働者38. 5人以上の特殊法人及び独立行政法人（法定雇用率2.6%）
- ・ 障がい者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、障がい者雇用率の算定の特例を受けている親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主

※ 詳しくはパンフレットをご覧ください。（「ハートフル条例 広報チラシ」で検索）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/229/00054560/jorei.pdf>

《お問い合わせ先・書類のご提出先》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループ
（大阪府障がい者雇用促進センター）

所在地：〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか 本館11階

＜電話＞ 06-6360-9077・9078